

平成27年8月 全員協議会

平成27年8月6日（木曜日） 前半

勅使河原 正之 議員（自由民主党）



※ [8月6日の全員協議会について](#)

勅使河原正之議員

自由民主党福島県議会議員会の勅使河原正之である。

福島第一原発事故への対応にかかわり、質問する。福島第一原発の廃炉作業は40年かかるとされている。1号機の原子炉建屋カバーの解体工事が、来年度中の完了を目指し本格的に始まっている。放射性物質が付着したほこりなどが飛散しないよう、十分な対策を講じてもらいたい。また、解体後は建屋上部の瓦れきを撤去し、燃料取り出し用機材の設置を進め、2020年度内の使用済み燃料プールからの燃料取り出しを目指すと聞いている。今後とも廃炉作業に当たって想定されるリスクや安全対策を県民に丁寧に説明し、信頼関係を深めていくことが重要だと考える。

さて、災害が長期にわたる場合も考慮し、継続的に情報提供する体系を構築するため原子力災害対策指針がある。この指針は4月22日に4回目の改定が行われた。この中で、これまで屋内退避や避難の指標線量が示されていて、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）のコンピューターシステムで予測被曝線量を計算し、防護措置の発動を決めることになっていたが、SPEEDIを用いる予測的手法による意思決定は、放出源情報、気象状況、拡散状況、線量推定などで不確かさが大きいとして、避難や屋内退避などの判断には、周辺のモニタリングポストによる実測値を用いるとされ、意思決定の仕方があらかじめ決められた判断基準へ変更となった。そして、SPEEDIへの予算も、平成27年度当初予算で、前年度比7割減の約1億6,000万円となった。

そこで確認であるが、SPEEDIは、今後不要となりその役目を終えるのか。あるいは使用するのであれば、どのような役割を持たせるのか。

原子力規制庁地域原子力規制総括調整官

原子力規制委員会としては、いつ、どのような放射性物質がどの程度放出されるのかを正確に予測することは困難であると考えている。その上で、気象予測も不確実性が高く、拡散計算による予測結果が現実と異なる可能性が常に存在していると考えられる。したがって、SPEEDIなどの予測的手法の結果に基づいて避難を行った際に、予測と異なる方向に放出された場合にはかえって被曝線量が増大する危険性があると原子力規制委員会は判断している。

ちなみに、平成23年3月11日に震災があったが、翌12日に福島第一原発周辺において実際にSPEEDIの予測結果と異なる方向の空間線量率の上昇が観測されている。このような事例があることを踏まえ、SPEEDIを用いて避難の方向性を判断することは適当ではないと判断している。

そのため新たにつくった原子力災害対策指針においては、施設の状態を踏まえて緊急事態を判断するための基準、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）及び講じるべき防護措置の内容をあらかじめ定めておき、これに基づき放射性物質の放出前に予防的措置として必要な避難、屋内退避、屋外退避等を実施することとしているが、この考え方についてはIAEA（国際原子力機関）も同様の考え方を提示している。

このような考え方に基づけば、緊急事態発生時の住民の具体的な防護措置を実施するに当たっては、SPEEDI等の

予測的手法を利用する必要はないというのが原子力規制委員会の判断である。しかしながら、他方で先月、国において改定が行われた防災基本計画の中で、国、すなわち原子力規制委員会及び内閣府は、地域防災計画、避難計画を具体化、充実化するに当たり地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には、専門的技術的観点から支援を行うものとする事が定められた。

したがって我々としては、この地方公共団体が地域防災計画、避難計画をつくる上での準備といった作業の中で、データの蓄積やシミュレーションを行うなどの準備段階の措置において、SPEED I活用の道はあると考えている。これを踏まえ、今回改正された防災基本計画に基づき、原子力規制委員会と内閣府が緊密に連携しつつ、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の協力のもと、専門的技術的な観点から支援する仕組みを構築しており、地方公共団体の目的も多種多様であると思うが、SPEED Iを含め目的に応じた適切な手法が選択できるよう引き続き検討したい。

勅使河原正之議員

丁寧な説明に感謝する。

SPEED Iを事故時の避難判断に使わない方針を打ち出したが、本県は、福島第一原発事故でSPEED Iのデータが住民に公表されず、初期避難に混乱を来した。結果として原発周辺の住民の中には、放射性物質が飛散した方向へ避難した人も大勢いた。前例のない廃炉作業では何が起るか分からない。廃炉現場で万が一事故が起こったとき、放射性物質がどのように拡散するのか、正しい情報を正しいタイミングで出してもらいたい。放射性物質拡散情報は国に頼らざるを得ない。これまで国は、SPEED Iの研究開発や維持のため、平成22年度までに約120億円に上る国費を投じてきたと聞いており、使えるものは活用すべきだと思う。大量の放射性物質が放出されるおそれが生じた時点で5km圏は即避難、5～30km圏は屋内退避後に実測値をもとに避難の必要性和タイミングを地域ごとに判断することとなる。つまり、実際に被曝してから、実測値に基づいて避難することとなる。被曝してからでは遅いのではないか。

そこで、安全で確実な避難をするためには、SPEED Iの予測精度を高めて、判断材料の一つとして、予測的手法も活用し、早目の防護措置が実施できる仕組みを構築すべきと思うが、改めて考えを尋ねる。

原子力規制庁地域原子力規制総括調整官

予測手法等の精度を向上させることは重要である。しかしながら、どこまで高めても、どうしても変えられないところは入力する情報である。例えば、予測される放出源の情報、プラント状態からどれほどの放射性物質が飛び出すのかあらかじめ想定する必要がある。また、気象庁の予測システムから情報を得ている気象条件も日々変わっている。そのため、予測するタイミングにおいて、気象庁からもらった風向きデータがあっても、実際に皆が避難するときに、実際にその方向に風が吹いているかは確定できない。

したがって、そのような不確定要素を踏まえたシミュレーションによる予測結果による避難ではなく、施設が今どのような状況に陥っていてどの程度の危険があるかを明確に判断し、その間に予測等の判断をかませることなく、5km圏は速やかに避難してもらうなどの仕組みが原子力規制委員会では必要だと判断している。

このため、SPEED Iは、具体的な避難の際には用いないこととしているが、先ほど述べたとおり、先月、国で防災基本計画の改定があり、この際、自治体の首長からいろいろと意見をもらったと聞いている。そういったことを踏まえ、自治体が地域防災計画や避難計画をつくるに当たりいろいろな準備作業をする上でSPEED Iを用いる必要がある場合は、我々も引き続き支援していきたい。

勅使河原正之議員

このことについては、今ほど説明のあったとおり自治体からの意見も届いていると思う。原子力規制庁として、自治体の懸念についてどのように考えているのか。準備作業には使ってもよい、指導もしていくとの話であるが、現場で実際に

起きたときに使いたいという自治体の声もあると聞いているので、考えを聞く。

原子力規制庁地域原子力規制総括調整官

自治体においてはいろいろな不安があり、いろいろなシミュレーション等があれば活用したい意向があることは、我々も十分理解している。したがって、自治体から要望があればSPEEDI等の活用支援という形で自治体への情報提供などの手法で今後とも協力していきたい。

ただし、実際にいざ避難するタイミングの際に、シミュレーションをしている時間的余裕があるかという問題については、規制委員会としてかなり議論を深めて検討してきたことは理解願う。プラントがある程度の状況となった場合には、放射性物質が放出する前の段階で、とにかく避難をしてもらう「即避難」という考え方で原子力規制委員会は臨んでいるので理解願う。

勅使河原正之議員

原子力規制委員会は「中期的リスクの低減目標マップ」で、福島第一原発でたまり続けている汚染水について、放射性物質を処理した後、平成29年以降に海洋放出することを明文化している。同時に、建屋周辺の井戸、サブドレンからの取水を遮水壁運用の条件としていた。汚染水問題の抜本的対策に位置づけられている遮水壁であるが、汚染水を減らす工程を示した政府のロードマップでは、今年度内に全体の凍結を完了し、28年度内には1日当たり約300 tの汚染水発生量が3分の1に減少すると見込んでいる。

7月5日に試験凍結で地中の温度を十分低下することができない技術的な問題が生じ、凍土遮水壁の年度内完了が困難になったとの報道があった。既に山側遮水壁の凍結管などの設置が完了し、本格凍結の準備が9月7日までに完了する見通しであるとの報道もなされている。県漁連（福島県漁業協同組合連合会）もサブドレン計画に前向きな姿勢で臨んでいるが、前段の試験凍結の終了時期の見通しが立たないと聞いている。原子力規制委員会は、7月31日付で全ての工区で凍土壁着工を認可したと報道されていた。

そこで、凍土遮水壁の工程おくれが今後の汚染水全体に与える影響について、どのように考えているか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

凍土方式の陸側遮水壁については、汚染源に水を近づけない対策の重要な柱の一つとして位置づけている。一部、このような作業がおくれるのではないかと報道があったことは承知しているが、政府としては先般改定した中長期ロードマップに従って、引き続き今年度内の凍結・閉合を目指し鋭意取り組んでいるところは変わらない。

その上で、今ほど話があったように、7月28日には山側部分の工事が完了、あるいは海側の工事について、7月31日までに全ての工事についての認可が得られたといった進捗があるが、一方で現在はまだ試験凍結をやりながら、さまざまなことを確認している段階にある。

今後、本格的な凍結を開始するためには原子力規制委員会の認可が必要となるが、このような点についても遺漏のないよう、東京電力（株）をしっかりと指導しながら取り組みたい。

汚染水全体への影響であるが、陸側遮水壁だけでなく、地下水バイパス、サブドレン、そのほか雨水浸透抑制のためのフェーシングなどさまざまな対策を重層的に講じながら、効果的に建屋への地下水流入を抑制していくとの考え方に立って全力で取り組んでいく。

勅使河原正之議員

地下水バイパス計画では、東京電力（株）は地下水をくみ上げる井戸12本のうち1カ所から、過去最高値の2,000 Bq/ℓのトリチウムを検出したとの新聞報道が7月15日にあった。海への放出基準は1,500 Bq/ℓとなっている。地下水バイパ

スは、原子炉建屋地下などの高濃度汚染水に触れる前の地下水をくみ上げ、海に放出することが大きな柱の一つであったはずである。トリチウム濃度上昇は、汚染水対策全体に係る問題だと考える。

そこで、上流側や凍土遮水壁の試験凍結実施箇所付近でのトリチウム濃度検査も含め、早急な原因調査が必要だと思うが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

地下水バイパス10番目の井戸については、議員指摘のようにトリチウムの濃度上昇があった。この地下水バイパスは、建屋山側の高台にあるくみ上げ用の井戸から地下水をくみ上げ、一時貯水タンクで貯留した後、水質を確認した上で放出するという運用をしており、この運用に当たってはいささかなりとも外洋に影響を与えないような、非常に保守的、慎重な基準等を設けて運用している。

一方でこの原因については、過去においてもずっとモニタリングを続けており、ほかの井戸でも例えばトリチウムの濃度が上がって、また下がるなどのいろいろな現象を見て、特定すべく努力しているが、今のところもとの汚染源そのものが事故に由来することはほぼ間違いないと思うが、それ以上に正確なことはまだ把握し切れていない。

その上で、先ほど凍土方式の陸側遮水壁の試験凍結実施箇所での調査と述べたが、こちらは建屋の近傍にあり、地下水バイパスの井戸とは場所も異なっているので、その意味では地下水バイパスの状況を引き続きフォローしていく中で、議員指摘のとおり原因を調査していく。それによって、汚染水対策全体に遺漏のないよう取り組んでいく。

勅使河原正之議員

台風11号による雨水の増加で、流出防止のために排水路に設置していたくみ上げ用ポンプの容量を超えたため、排水路から汚染水が外洋に流出したとの報道があった。その後も、排水路を通して外洋に雨水が流出する事態が続いている。抜本的な対策として東京電力（株）は、K排水路の排水先を港湾内につけかえる工事を今年度中に施工することとしている。

現在、構内の地表面をアスファルトで覆い、線量低減及び雨水の地下浸透を抑制し、建屋への地下水流入量の低減を図るフェーシング工事中であるが、構内を舗装することにより、集中豪雨時に雨水が地表面を走り、短時間で排水路に流入するため雨量が増加し、許容量を超えた既設排水系統から汚染雨水が外洋へ流出するリスクが増大するのではないかと懸念されている。

そこで、フェーシング工事に当たっては、流出率の変化も考慮し、集中豪雨時に汚染雨水を外洋に流出させない改善策を講じるよう、東京電力（株）に強く指導すべきと思うが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

フェーシングであるが、汚染水処理対策委員会でも報告書を取りまとめた際に、地下水の大きな原因である雨水が地下に入っていないためにも、敷地を舗装するフェーシングは汚染水対策として非常に有効であるとの評価もあり、その認識は変わらないが、フェーシングをすることによって、表面を流れる水がふえると、流水速度が高くなることもあわせて指摘されている。

そのような中で、皆さんに大変不安と迷惑をかけたK排水路の問題であるが、根本的な対策としては、まずは港湾内へのつけかえ工事を東京電力（株）が鋭意進めている。これが発覚したのがことしの早い段階であったと思う。梅雨のシーズン前にとにかく最大限のことをという制約がある中、近くのB、C排水路に水を移すべく最も容量の大きいポンプを設置し水を輸送している。

ただし、そのような制約の中で実施したことから、完璧なものではないことも残念ながら認めざるを得ない。そのような事実も含めて、情報公開もしっかりしていることがこれまでの経緯である。

先般もポンプ能力を上回る降雨があり、雨水の一部が流出したときも、外洋の放射性物質濃度の変化をしっかりと見て、そのような変化が生じていないことを確認している。いずれにせよ、現在実施中のつけかえ工事を着実に進めることにと

とまらず、例えば監視カメラの追加設置による監視体制の強化、あるいは排水路の追加的な清掃の実施や浄化剤を改めて取りつける対策なども速やかに講じるよう東京電力（株）に話しており、できる限りのことをしていく体制で臨みたい。

勅使河原正之議員

目標工程の明確化と徹底した情報公開を通じて、地元の信頼関係をさらに深化させることはとても大事だと考えている。そこで、廃炉にかかわる国際フォーラム開催を検討しているとのことだが、予定を聞く。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

福島第一原発の廃止措置は、世界にも前例のない困難な取り組みであり、これを円滑に進めていくためには、世界の英知を集めた技術の結集、あるいは人材育成といったさまざまな課題を乗り越えながら、また風評被害を防止していく観点からも、国内外で強力な情報発信をしていく必要があると認識している。

このため、震災及び福島事故からちょうど5年の節目に当たる来春ごろ、福島県において、IAEA（国際原子力機関）あるいはOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）といった国際機関も巻き込みながら、また国内外の関係機関の協力も得ながら、専門家にとまらず学生のような若い方々も含め、地元の方々などにも参加してもらえるような国際フォーラムを開催したい。

こちらを、資源エネルギー庁と原子力損害賠償・廃炉等支援機構で共催する形で準備を進めており、詳細な企画案は現在調整中で、開催時期を含めまだ決定していないが、できるだけ早く県へも伝えていきたい。

勅使河原正之議員

次に、除染について聞く。国においては、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域、居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民が帰還できるよう、関連省庁一体となって日常生活に必須のインフラや生活関連サービスの復旧、子供の生活環境を中心とする除染作業など、避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいることに感謝する。

国直轄で除染を行う地域については、避難区域の11市町村のうち、田村市、川内村、大熊町、楢葉町の全体及び葛尾村、川俣町の宅地部分並びに常磐自動車道の面的除染が完了し、さらには飯舘村の宅地部分もおおむね終了したと聞いているが、残りの市町村における除染の進捗状況について説明願う。

環境省福島環境再生事務所長

現在国直轄で除染している11市町村の避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、面的除染を実施している。田村市、川内村、楢葉町及び大熊町については全体が終了している。また、葛尾村、川俣町及び飯舘村においては宅地部分は一通り終了したところである。

そのほかの市町村、具体的には葛尾村、川俣町及び飯舘村の宅地以外の部分、それから南相馬市、浪江町、富岡町及び双葉町については、目標時期を平成27～28年度に定め、除染作業に取り組んでいる。復興の動きと連携して、さらに加速化、円滑化を図りながら、目標時期までの終了を目指し確実に実施していきたい。

勅使河原正之議員

帰還困難区域の除染について、「線量の低減が期待できる地域を選び優先的に除染してほしい」との自治体の声もあるが、国の考え方を尋ねる。

環境省福島環境再生事務所長

先日6月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂において、帰還困難区域の今後の扱いについて次のように定められている。

放射線量の見通し、今後の住民の帰還の意向、将来の産業ビジョンや復興の姿等を踏まえ、引き続き地元と検討を深めていくとされており、この中で、「放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について、避難指示区域の見直し等を早急に検討すること」とされている。したがって、帰還困難区域の除染についてはこれらの検討結果を踏まえ必要な対応をしたい。

一方、帰還困難区域内においても、復旧・復興あるいは住民の移動のために特に必要性の高い広域的なインフラや復興拠点のために重要な地区、施設等については復興の動きと連携してこれまでも除染を実施してきている。今後も地域の復旧・復興のために重要なインフラ等については、関係省庁とも対応を検討して個別に除染を実施していく。

勅使河原正之議員

生活圏以外の森林除染については、森林内の放射性物質の大半が土壌表層に吸着していることから、放射性物質の流出を抑制することが重要であり、国は、間伐等の森林整備と土砂流出抑制等の放射性物質対策に一体的に取り組む林業再生対策を推進していると聞いているが、森林全体の除染方針について、国の考え方を尋ねる。

環境省福島環境再生事務所長

現在環境省や市町村で実施している森林除染では、人への健康影響をできるだけ速やかに低減するため、宅地周辺や生活圏近隣の森林等及び人が日常的に利用するほど場やキャンプ場を中心に除染している。そのほかの森林については、住民の被曝低減の観点から、環境省において放射性物質が流出、あるいは拡散して生活圏にどのような影響を及ぼすかの観点から調査研究をしている。また、林野庁においては、林業再生の観点から間伐等の実証実験を実施していると承知している。こうした取り組みを進め、環境省と林野庁が連携して、今後明らかになった知見等を踏まえ、方針を決定していきたい。

勅使河原正之議員

本県は、原発事故の影響により間伐等を初めとした森林整備が大きく停滞している。森林に囲まれ日々生活してきた地域住民に対しては、森林地帯にまだに存在する放射性物質に対する不安をできる限り取り除くだけでなく、放射性物質による影響をどのように軽減しながら森林と向き合っていくのかなど、原発被災地の森林・林業における未来への展望をわかりやすく示し続けることが、今行政に求められており、しっかりとした予算措置も必要であると考え。

そこで、林業再生に向けた具体的な取り組みについて尋ねる。

復興庁福島復興局長

森林整備を円滑に進めるためには、通常の森林整備の手法に加え、林業者と住民の不安を取り除くための放射性物質への対処など、特別な配慮が必要である。こうした観点から、森林・林業の再生を図るために、これまでも間伐等の森林整備と拡散防止対策などの放射性物質対策を一体的に推進する実証事業を重ねてきたことに加え、昨年度から新たに避難指示解除準備区域等において、避難指示が解除され住民が帰還した後、速やかに森林整備を再開できるようにするための実証事業を国として取り組み始めたところである。

引き続き県とも連携しながら、森林・林業の再生に向けた取り組みを進めたい。

勅使河原正之議員

次に、中間貯蔵施設について聞く。中間貯蔵施設除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会で、除染で出た汚染土壤を放射性物質濃度や性質などを踏まえ、4種類に分けて処理する土壤分離の実証事業を始めるとの報道があった。中間貯蔵施設での保管が膨大な量となることが予想されているためであると思うが、県内の除染土壤などの発生量は、減容化した後で推計約1,600万～2,200万 m^3 とされている。

そこで、特措法施行前に緊急的に実施された学校等の除染土壤やため池の底の土壤を除去する放射性物質対策で生じた土壤を加え、これまで実施してきた除染状況を踏まえてもこの貯蔵量に変更はないのか。

環境省福島環境再生事務所長

中間貯蔵施設の土壤等搬入について、ことし2月に環境省及び復興庁から福島県及び大熊町、双葉町両町に示した確認事項等において、放射性物質の汚染対策特措法施行前に緊急的に実施された学校等の除染により生じた土壤等については、実態を踏まえて中間貯蔵施設に搬入し、ため池の放射性物質対策等で生じた土壤等のうち、線量が高い等の理由で中間貯蔵施設以外での処理が困難なものについては、状況を把握し関係機関の間で整理した上で、同様に中間貯蔵施設に搬入することとしている。

中間貯蔵施設自体の検討に当たっては、貯蔵量約1,600万～2,200万 m^3 と推計し、これらの状況を考慮した上で、推計が困難なものもあわせて想定して検討したので、この施設の貯蔵量は、これら土壤等の搬入を勘案しても変更ないと考えている。

勅使河原正之議員

中間貯蔵施設の早期運用のため、地権者を初めとした地元の理解を得るための丁寧な説明を日々続けていることは十分承知しているが、各市町村と地権者との仮置き場に係る契約も契約期間を大幅に超過し、地権者から土地の現状回復を求められている。一時保管する仮置き場に積み上がっているものや宅地内にある除染土壤の本格輸送計画を、早急に市町村へ示してもらいたい。

そこで、本格輸送を開始するには、除染廃棄物を保管する広大な用地確保が必要となるが、その進捗状況を聞く。

また、本格輸送の工程表はいつごろ示すのか、あわせて聞く。

環境省福島環境再生事務所長

県内各地の仮置き場あるいは宅地等の現場に、大量の土壤等を保管をしなくてはならない状況が継続していることに対し、おわびする。

中間貯蔵施設の整備が福島の復興に向けて不可欠であり、迅速な整備が求められているとの思いで用地確保に取り組んでいる。我々が保有する情報によれば、中間貯蔵施設の敷地内には、登記記録上で約2,400名の地権者がいる。そのうち約半数の1,200名について環境省で連絡先を把握し、全て連絡を取り、6月末で約850名に個別訪問等により説明した。その上で建物等を所有する地権者に了解を得た上で、物件調査を進めている。また、連絡先不明の地権者の約半数となる1,200名弱にも、関係省庁、関係機関と連携しながら、現在特定作業を進めている。

環境省としても、用地確保が最重要課題の一つと考えているので、当事務所において積極的に用地業務経験者を新たに採用するなど、担当職員の増員を進めており、また外部の専門家の活用も積極的に行い、体制を充実させている。環境省として今後も用地交渉に全力を挙げ、中間貯蔵施設の整備に全力で取り組みたい。

次に、本格的な輸送に向けた工程表についてである。今ほど述べた用地取得に向けた状況は、今後の本格的な輸送にも大きな影響を与えるので、まずは地権者への丁寧な説明、そしてパイロット輸送の着実な実施に全力で取り組むことが重要である。用地の取得状況や輸送の内容を踏まえた上で、今後の輸送について内容等を検討し、できるだけ早期に見通し

を示したい。

勅使河原正之議員

早急に見通しを立てるよう、願う。

今ほど話があったように、建設予定地の地権者は2,365人であり、850人以上と連絡がとれ、このうち約500人以上から用地調査への了解が得られたが、連絡先を把握できていない地権者は約1,160人であると報道されていた。

そこで、連絡先が把握できていない地権者に対する今後の用地交渉の手順や措置について聞く。

環境省福島環境再生事務所長

地権者として特定できていない方々を把握するため、現在登記記録に記載されている住所地の市町村に対して戸籍簿等の照会をしている。その上で、地権者の生存を確認し、亡くなっている場合は相続人の戸籍簿等の確認を進めている。これらの作業は時間を要するため、我々も体制を十分補強するとともに、司法書士などの専門家の活用や法務省へ優先的な対応も依頼して、これらの方への連絡先の把握に全力を挙げたい。

勅使河原正之議員

死亡していると思われる約800人の地権者や呼びかけに対して連絡先の返答が得られていない地権者に対しては、今後どのように対処するのか。

環境省福島環境再生事務所長

既に亡くなっていると思われる地権者が約800人であり、これらの戸籍簿等を確認し相続人を特定しているが、さらに連絡先の返答がない地権者もいる。これらには書類を郵送して返答を呼びかけていこうと考えている。

あわせて、自治体や地元からの情報も入手するなど、できるだけ手を尽くしたい。

勅使河原正之議員

所有者不明の土地については、どのように対処するのか。不動産登記も任意のため、地価の安い地域では相続の際、名義変更しないケースがふえていていると聞いている。早急に省庁横断による制度整備が必要との専門家の指摘もあるが、あわせて考えを聞く。

環境省福島環境再生事務所長

所有者不明の土地について、相続未了のケースがあることを聞いている。これらについては、先ほど述べたようなさまざまな作業をしているが、さらに地権者を特定する調査をしてもなお相続人の行方や、存命か否かが不明の場合も想定されるので、既存の不在者財産管理人制度などを活用するなど、対応策を検討したい。

勅使河原正之議員

土地収用等の特別法の検討も視野に入れる必要があると思うが、考えを聞く。

環境省福島環境再生事務所長

不在者財産管理人制度については、行方不明者の財産を管理する財産管理人を選任してもらい、行方不明者のかわりに遺産分割協議に参加したり、あるいは家庭裁判所の許可を得て財産を処分するなど、土地収用法とは別の制度を活用するものである。

土地収用法については、まずは今ほど述べたような方法を最大限活用して地権者を特定し、説明を丁寧にした上で理解を得るのが基本だと考えている。

勅使河原正之議員

今後とも、県民に寄り添い、国が全面的に前に出て事故対応に当たってもらいたい心から願う。

以上で質問を終わる。